

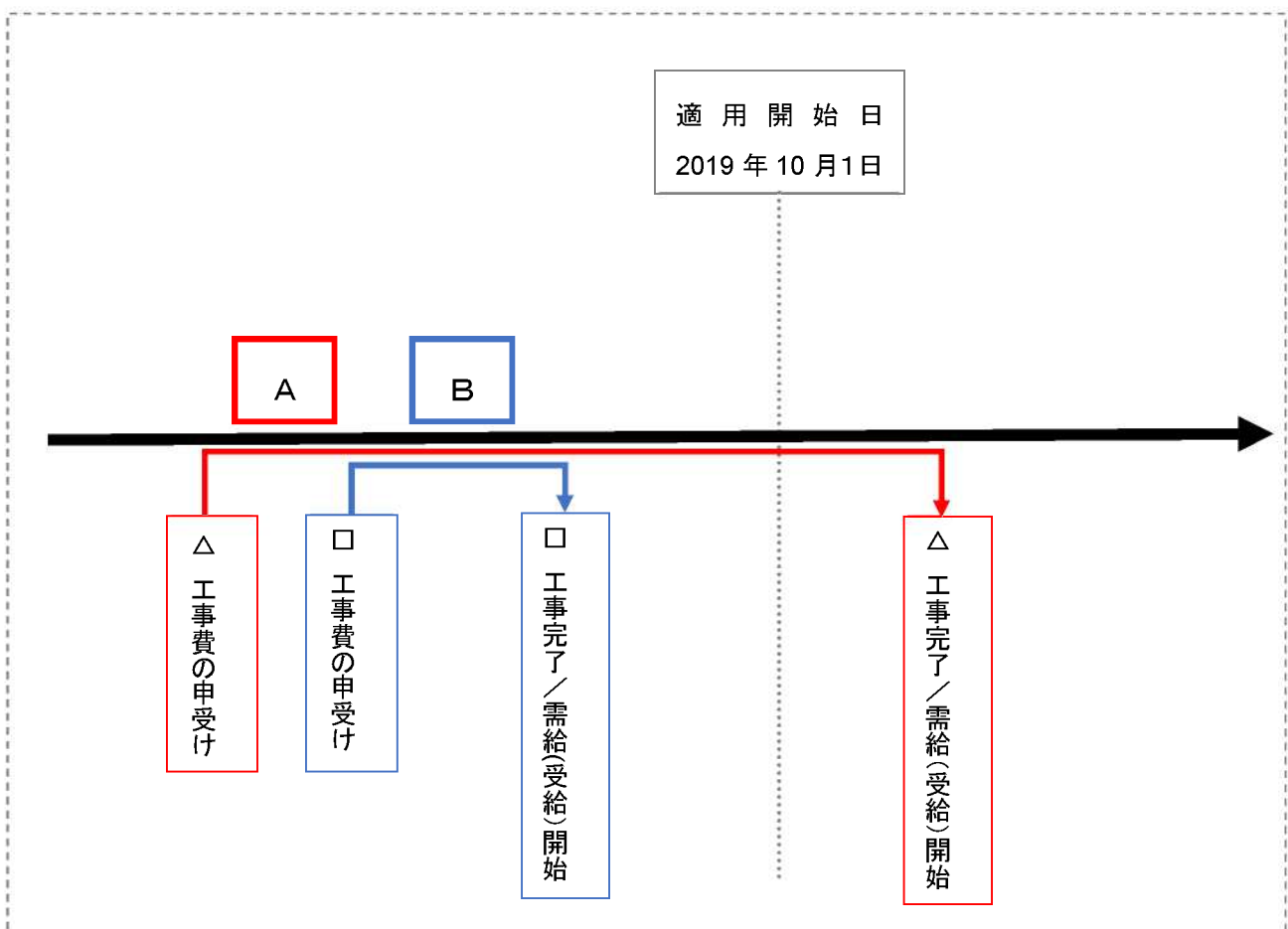
## 消費税法改正に伴う工事費負担金の新税率適用日について

消費税法の改正により、2019年10月1日から消費税率（地方消費税率を含む）が8%から10%へ引き上げられます。

これに伴い、工事費負担金につきましても需給（受給）開始日が2019年10月1日以降となる場合は、新税率を反映した工事費負担金にてご請求（ご精算）させていただきます。

※需給開始日と受給開始日が10月1日を跨いで異なる場合は、需給開始日に基づいた税率を適用いたします。

【例：需給開始日が9月30日で受給開始日が10月1日の場合は旧単価（税率8%）】



ケースA：工事完了日または需給（受給）開始日が10月1日以降となるため、新単価（税率10%）でご請求（ご精算）させていただきます。

ケースB：工事完了日または需給（受給）開始日が10月1日より前のため、旧単価（税率8%）でご請求（ご精算）させていただきます。